

## 西村あさひ法律事務所

仲裁のさらなる効率化を求めて：  
日本及びドイツにおける近時の仲裁制度改正に向けた試み

紛争解決ニューズレター

2023年6月27日号

執筆者：

E-mail✉ [Lars Markert](mailto:Lars.Markert@nshimura.com)E-mail✉ [Carlotta Bruessele](mailto:Carlotta.Bruessele@nshimura.com)E-mail✉ [Caroline Lasthaus](mailto:Caroline.Lasthaus@nshimura.com)E-mail✉ [笹山 脩平](mailto:Yasuhiko.Fukaya@nshimura.com)

※本ニューズレターは、2023年6月14日発行の英文ニューズレター「The Quest for More Efficiency in Arbitration: Recent Arbitral Reform Efforts in Japan and Germany」の参考和訳であり、英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。

## 1. はじめに

日本とドイツの法制度枠組みは、その基礎となる法的伝統を共有しており、類似する点も多くあります。仲裁との関係では、ドイツでは2001年に現行の仲裁法(以下「**ドイツ仲裁法**」といいます。)が制定され、続けて日本でも、2003年に仲裁法(以下「**日本仲裁法**」といいます。)が制定されました。いずれの仲裁法も1985年のUNCITRALモデル法に準拠していることから、両者の間には多くの類似した傾向がみられます。

最近まで、ドイツ仲裁法と日本仲裁法は、立法による大幅な改正は必要とされてきませんでした。しかし、仲裁の枠組改善を目指す、各国の立法者及び国際仲裁機関の国際的な動きを受けて、ドイツ連邦司法省は、2023年4月18日、ドイツ仲裁法の改正に関するさらなる議論の枠組みを提供する、12の論点をまとめた文書(以下「**12の論点**」といいます。)を公表しました<sup>1</sup>。その3日後の2023年4月21日、日本の国会は、法制審議会における2年超の審議と草案作成を経て、日本仲裁法を改正する法律<sup>2</sup>を可決し、さらに、シンガポール調停条約を実施するための法律も可決しました<sup>3</sup>。

これらの制度改正(案)は、自国の仲裁地としての魅力を向上させるという大きな目標を達成することを目指す試みのひとつです。そのために、日本とドイツとは、日本仲裁法及びドイツ仲裁法の成立後に発効した2006年UNCITRALモデル法(以下「**モデル法**」といいます。)でアップデートされた事項を取り込むことなどを通じ、法制度枠組みを現代化させることを目指しています。本ニューズレターでは、両国それぞれにおける展開を比較し、これらの制度改正が、どのような点で日本及びドイツにおける仲裁をより魅力的にするものであるかを分析します。また、将来のさらなる制度改正で考慮されるべき2つの点についても検討します。

- <sup>1</sup> Eckpunkte des Bundesministeriums der Justiz zur Modernisierung des deutschen Schiedsverfahrensrechts(和訳:ドイツ連邦司法省、ドイツ仲裁法の現代化の論点)(2023年4月18日)  
[https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/Eckpunkte\\_Schiedsverfahrensrecht.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=2](https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/Eckpunkte_Schiedsverfahrensrecht.pdf?__blob=publicationFile&v=2)
- <sup>2</sup> 仲裁法の一部を改正する法律(令和5年法律第15号)。詳細につき、弊所コーポレート・ニューズレター「An overview of the Proposed Amendments of Japan's Arbitration Act」(2021年5月27日)をご参照ください。  
<https://www.nishimura.com/en/knowledge/newsletters/20210531-35216>.
- <sup>3</sup> 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律(令和5年法律第16号)。本ニューズレターでは、日本仲裁法への改正についてのみ扱います。

## 2. 改正点の分析

今般の制度改正の主要な特徴の一部<sup>4</sup>は、次のようにまとめることができます。以下ではこれらの点を詳細に分析します。

- a. 裁判所の仲裁手続きへの関与に係る改善
- b. 法の規定、特に仲裁合意の要件及び仲裁廷の構成に関する規定の現代化

### a. 裁判所の関与に係る改善

改正日本仲裁法及びドイツの12の論点で提案された制度改正は、仲裁手続きと裁判所手続きとの交錯場面については、以下のような事項を含みます。

- (1) 国際仲裁における暫定措置の執行制度(に係る改善)
- (2) 裁判所における管轄の集中
- (3) 訳文添付の免除

これらの改正点は、仲裁手続きにおける裁判所の関与が求められる場面のコスト低下及び効率性向上をもたらすことが期待されます。

#### (1) 国際仲裁における暫定措置の執行制度に係る改善

日本仲裁法及びドイツ仲裁法は、どちらも2006年のモデル法改正よりも前に成立しました。そのため、これらの法において、執行地以外が仲裁地となっている仲裁における暫定措置の執行を認める2006年モデル法の規定を取り込むことはできませんでした。2023年の改正前日本仲裁法は、裁判所に対し、仲裁廷が命じた暫定措置ないし保全措置を執行する権限を与えていなかったため、一方当事者による暫定措置違反は、他方当事者に、仲裁合意違反に基づく損害賠償請求権を与えるに過ぎませんでした。他方、ドイツ仲裁法には、裁判所による、仲裁廷の命じた暫定措置の執行に関する規定があるものの、対象はドイツを仲裁地とする仲裁手続きに係る暫定措置に限られています。

改正日本仲裁法及びドイツの12の論点で提案された制度改正は、いずれも国際仲裁における暫定措置の執行に関する明文規定を含みます。すなわち、今般の改正により、日本の裁判所は仲裁廷の命じた暫定措置ないし保全措置につき、仲裁地が日本であるかに関わらず執行できるようになりますし、12の論点の提案する制度改正が採用されれば、ドイツの裁判所も同様の権限を与えられることとなります。これにより、日本仲裁法及びドイツ仲裁法は、モデル法17H(1)条に沿ったものとなり、日本及びドイツは、このような法制度を既に導入している他の親仲裁的な法域<sup>5</sup>と足並みを揃えることができます。

#### (2) 裁判所における管轄の集中

日本とドイツの制度改正(案)では、裁判所における仲裁関連手続きについて、裁判所の管轄を集中させることを目指しています。手続きをより多く経験することで、裁判官は、必要な知識をより効果的かつ効率的に獲得して専門性を高めることができますし、そうなれば、裁判所における仲裁関連手続きについて、法的安定性も向上することとなります。

上記目的を達成するため、日本では、今般の改正で仲裁手続きに関する裁判所の管轄を東京及び大阪地裁に集中させることを目指し、両地裁が仲裁関連手続きに関して管轄を行使できるものとしています。さらに、改正法は、仲裁関連手続きに関しての移送を認めることで、最も適切なフォーラムで手続きを進められるようにしています。その結果、仲裁関連事件を頻繁に扱うこととなる東京及び大阪地裁の仲裁関連手続きに関する専門性はさらに高まることとなります。

<sup>4</sup> 本ニューズレターは、日本の制度改正とドイツの制度改正案を比較することを目的とするため、12の論点の一部だけを取り上げています。

<sup>5</sup> 例えば、香港、シンガポール、スイス、英国などが挙げられます。

ドイツでも、同様の専門化を目指すため、12 の論点は、一部の高等裁判所に新たに商事部を設立し、管轄を集中させることを提案しています<sup>6</sup>。この商事部は、複雑な商事事件を取り扱うためのものですが、その設立には、ドイツ民事訴訟法の改正が必要となります<sup>7</sup>。

### (3) 翻訳要件の免除

仲裁関連手続きに係る制度改正の最大の焦点は、時間と費用の効率性を高めることにあります。より効率的な手続きを実現するため、改正日本仲裁法及びドイツの 12 の論点の提案は、裁判所に提出される書面及び仲裁判断すべての、日本語又はドイツ語への翻訳義務をなくすことを含んでいます。日本では、改正法が施行されれば、当事者の申し出により、裁判所は、仲裁判断の翻訳の要否及び範囲を判断する裁量が与えられます。ドイツにおいては、12 の論点上 2 つの提案がなされています: 1 つ目が、仲裁関連文書に関する広範な(非裁量的な)訳文添付義務の免除、2 つ目が、商事部が設立された前提で、同部での英語による手続きの実施です。これらの制度改正は、日本及びドイツの、仲裁地としての魅力を向上させるものといえます。

## b. 現代化

改正日本仲裁法及び 12 の論点の提案は、日本及びドイツにおける現在の法制度枠組みをモデル法に沿うものとするもので、現代化させるものです。

2006 年、モデル法 7(3)条(オプション 1)は、「仲裁合意」の定義を拡大し、口頭、行為その他の「いかなる形態で記録された」ものも含まれるようにしました。日本仲裁法に新たに加えられた 13 条 6 項は、モデル法の規定を取り入れるものであり、12 の論点も、ドイツで同様の改正がなされることを提案しています。

加えて、ドイツでの仲裁廷の構成に関する規定を現代化するため、12 の論点は、多数当事者間の仲裁手続きにおける仲裁人の選任について明文規定を置くことを提案しています。なお、日本仲裁法においては、このような規定が元々置かれています。

## 3. 残された検討事項

上述した様々な改正点とは別に、将来の制度改正においては、次の 2 点を検討することが考えられます。

### a. 緊急仲裁人による仲裁判断の承認及び執行

改正日本仲裁法においては、緊急仲裁人による仲裁判断の承認及び執行に関し明文規定は置かれず、ドイツの 12 の論点においてもこの点に関する明確な提案は含まれず、「今後の検討事項」とされました。

<sup>6</sup> 従前の改正により、一部のドイツ連邦州においては、すでに、仲裁関連手続きを一部の部に集中させています(例えば、バイエルン州はミュンヘンのバイエルン最高裁判所、ヘッセン州はフランクフルト高等裁判所、ノルトライン・ヴェストファーレン州はケルン高等裁判所)。提案されている商事部での管轄集中は、仲裁手続きと州裁判所との交錯場面をさらに改善することを目指すもので、これらの商事部では、通常の部と異なり、複雑かつ大規模なクロスボーダー案件の当事者のニーズに応えることに焦点を合わせています。

<sup>7</sup> Referentenentwurf des Bundesministeriums der Justiz, Justizstandort-Stärkungsgesetz(和訳:ドイツ連邦司法省、ドイツの紛争解決ハブ強化に関する法律案)(2023 年 4 月 25 日)参照。  
[https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/RefE\\_Justizstandort\\_Staerkung.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=3](https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/RefE_Justizstandort_Staerkung.pdf?__blob=publicationFile&v=3)

今日に至るまで、ドイツにおいて商事部を立法により導入しようとする試みはすべて不成功に終わっています。ごく最近も、ドイツ法制委員会は、商事部導入に関連した法案のひとつを受け入れませんでした(<https://www.bundestag.de/presse/hib/kurzmeldungen-945046>)。この点に関する制度改正の努力は続けられているものの、近い将来努力が実るかはなお不透明です。

モデル法もこの問題に言及していないこと、このような仲裁判断は仲裁廷が緊急仲裁命令の内容を確認するよりも先に執行されてしまうことなどからすれば、この問題に関して慎重にならざるを得ないのも理解できるところです。しかし、将来この点に関する明文規定を置くことを検討することは、日本とドイツが、この点に関する法規定をすでに有する数少ない前衛的な法域の香港、シンガポール、スイスなどに追いつく好機となる可能性があります。

## b. リモート審問

日本仲裁法の今般の改正においては、リモート審問の可能性については規定されなかったのに対し、ドイツの立法者たちは、この点を検討する意思を明確にしました。

将来、国際仲裁のハブとしての魅力をさらに向上させるため、日本仲裁法においてもリモート審問を許可する明文規定を入れ、法的安定性を高めることが推奨されます<sup>8</sup>。リモート審問には、仲裁をすべての関係者にとって、より効率的でアクセスしやすいものとする効果があることが、しばしば示されてきています。

## 4. 結論


立法という面において、日本とドイツとはこれまで常に近い関係であり続けてきました。19世紀末に導入された日本の最初の仲裁法も、ドイツで10年程度早く成立していた仲裁法規に非常に似たものでした<sup>9</sup>。

近時の制度改正に向けた試みが始まるまで、日本仲裁法及びドイツ仲裁法は、どちらも20年以上改正されないままでした。これは、制度を現代化することを避けていたというよりは、よく考え抜かれ、問題なく機能していた仲裁枠組みが整っていたことによると考えられます。そして、今回は日本が一步先んじた形になったものの、両国における制度改正が並行して試みられ、検討されてきた結果、これら2つの法域の仲裁制度の緊密な関係が今後も続くことは、好ましいことと評価できます。

今般の制度改正(案)は、日本及びドイツの企業が、現代化され、国際的なベストプラクティスを反映した仲裁枠組みを享受することができるようにし、今後も両法域における仲裁付託が魅力的であり続けるようにするものと言えます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>8</sup> 小原淳見、梅澤舞、エンニャー・シュー「Parties' Right to a Physical Hearing in the Lex Arbitri」(ICCA)

[https://cdn.arbitration-icca.org/s3fs-public/document/media\\_document/Japan-Right-to-a-Physical-Hearing-Report.pdf](https://cdn.arbitration-icca.org/s3fs-public/document/media_document/Japan-Right-to-a-Physical-Hearing-Report.pdf)

<sup>9</sup> 小田博「Arbitration Law Reform in Japan」(ZJapanR / J.Japan.L. 18 (2004)、5-22)

<https://www.zjapanr.de/index.php/zjapanr/article/view/601>